

首都東京を守る 消防団

今、あなたの力が必要です 消防団員募集

消防団は火災などの災害活動をはじめ、応急救護の普及活動や災害を未然に防ぐための啓発活動など、幅広い活動を行っています。会社員や自営業、大学生など男女を問わず様々な職業や年齢層の方々が、「自分たちの町は自分たちで守る」という精神のもと、地域に密着した活動を展開しています。特別区の消防団では、町会・自治会のみなさまの協力を得て、地域のイベントなどの機会に広く消防団員を募集しています。

消防団への入団条件は

- 1 年齢18歳以上の方
- 2 心身ともに健康な方
- 3 消防団の区域内に居住・勤務、又は通学している方



《消防団の組織構成等》

東京都内には、現在98消防団（特別区58団、多摩地区30団、島しょ地区10団）が組織され、約26,000名（定員）の消防団員と約2,200台の消防ポンプ車両等で都民の安全を守っています。（表1参照）

消防団員は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員の7階級で構成されています。（特別区）

表1 東京の消防団の現況（平成29年4月1日現在）

	消 防 団 数	定 員〔名〕	現 員〔名〕
特 別 区	58	16,000	13,522 【2,371】
多 摩 地 区	30	8,834	7,934 【122】
島 しょ 地 区	10	1,554	1,172 【27】
計	98	26,388	22,628 【2,520】

※ 【 】内は女性消防団員数（内数）

現在、特別区では、女性消防団員は約2,400人
学生消防団員は約600人が活躍しています。



《消防団の主な活動内容》

消防団は、火災や地震・洪水などの災害発生時に、地域の防災リーダーとして大きな活躍が期待されています。

表2及び表3は、特別区（23区）消防団の主な活動内容を表しています。

表2 特別区消防団の主な活動内容

災害時の活動	火 災 時	<ol style="list-style-type: none"> 1 逃げ遅れ者等の情報収集 2 救出、救護活動 3 可搬ポンプを活用した消火活動 4 消防警戒区域の設定
	水 災 時	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況等の情報収集、監視警戒 2 水防活動（土のうによる越水の防止等） 3 地域住民の避難誘導等
	震 災 時	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震の被害や逃げ遅れ者等の情報収集 2 可搬ポンプを活用した消火活動 3 住民の避難誘導や応急救護等 4 消防署隊の応援活動
災害時以外の活動	防火防災指導 応急救護指導	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域住民に対する防火防災指導（出火防止、初期消火等） 2 市民消火隊、自主防災組織等に対する消火活動の指導 3 救命講習等における指導
	予 防 警 戒	<ol style="list-style-type: none"> 1 年末年始消防特別警戒 2 各種催物等に伴う消防特別警戒
	教 育 訓 練	<ol style="list-style-type: none"> 1 消火活動、応急救護活動等、各種災害活動技術の訓練 2 防災指導技術の訓練 3 礼式等の規律訓練
	機 械 器 具 の 整 備	可搬ポンプ等、消防団保有資機材の点検整備

表3 特別区消防団の主な行事

実施月	行 事 内 容	実施月	行 事 内 容
1月	東京消防出初式への参加	9月	総合防災訓練
1月	消防団始式	9・10月	消防団点検
2月	消防団員意見発表会	10月	東京都消防操法大会
5月	水防訓練	11月	震災訓練
5・6月	消防操法大会	12月	年末消防特別警戒
7・8月	祭礼、花火等の警戒		

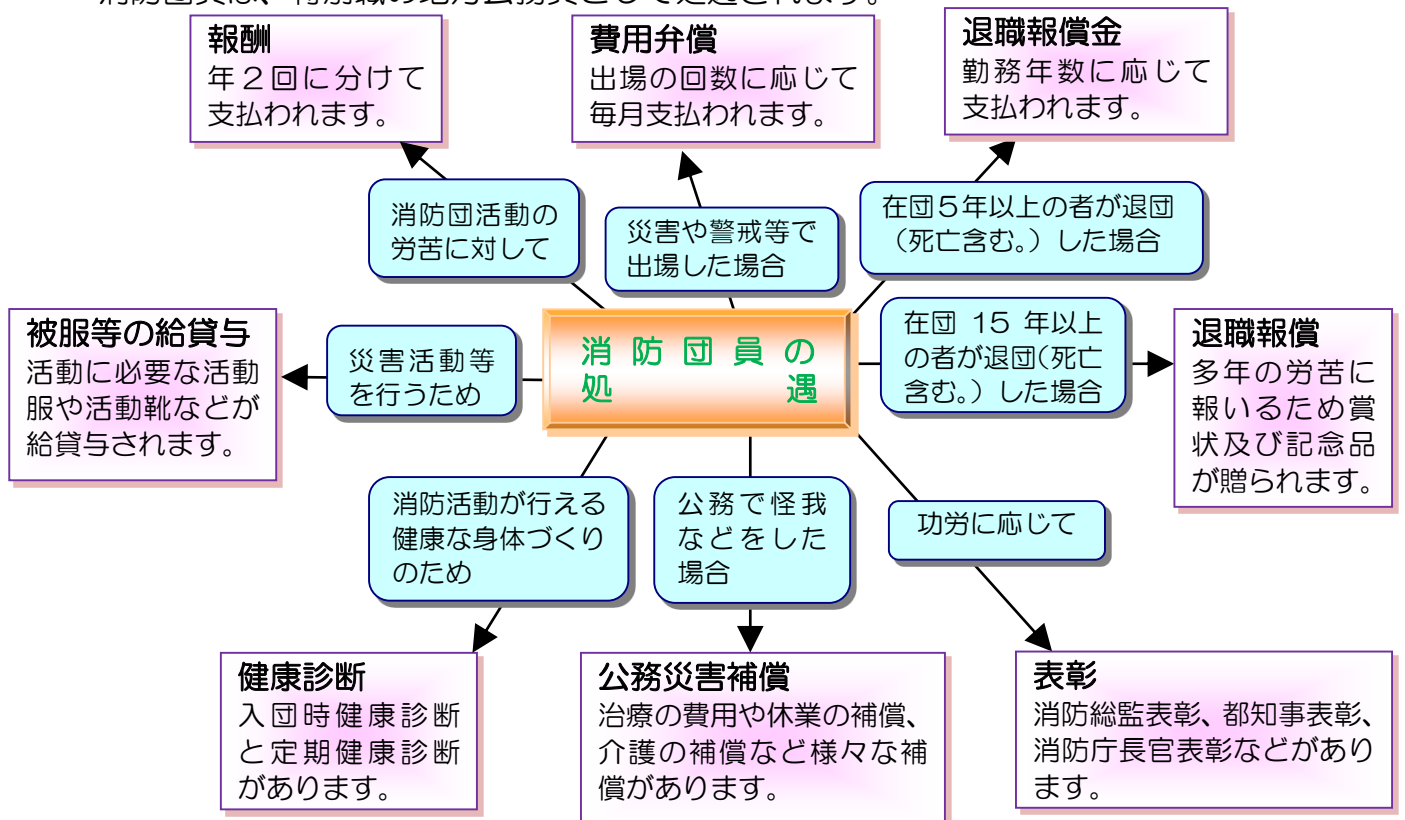


《消防団の活動事例》

<p>災害活動</p>		<p>消防団は火災等の災害時に、消防署隊と連携した消火活動や避難誘導、逃げ遅れ者等の情報収集や警戒活動等を行っています。</p> <p>写真は、準耐火造3階建ての建物230㎡が焼損した火災です。この火災に消防団員16名が出場しました。消防団員は消防署隊と連携し、ホース5本を延長、消火活動及び延焼防止を実施しました。</p>
<p>警戒活動</p>		<p>年末年始や祭礼、各種催物などの開催に伴う警戒を実施し、災害の発生を未然に防止しています。</p> <p>なお、災害等が発生した場合は、初期消火及び応急手当を実施します。</p> <p>写真は、神社で実施された節分祭において、消防特別警戒を実施する消防団員の様子です。</p> <p>多数の人出により境内が混雑した状況の下、消防署隊と連携し災害の未然防止に努めました。</p>
<p>総合防災教育指導</p>		<p>地域の防災リーダーとして、地域住民に対して初期消火・応急救護指導等を実施し、地域住民の防災行動力（自助力）の向上を図っています。</p> <p>また、児童等への総合防災教育として、主に小・中学生に対して地域を守る消防団の紹介や初期消火指導等を実施しています。</p> <p>写真は、小中学生を対象に消防団員が総合防災教育指導を実施している様子です。</p>

《入団後の待遇》

消防団員は、特別職の地方公務員として処遇されます。



《特別区学生消防団活動認証制度》（平成27年4月1日施行）

学生消防団員の活動の功績を消防総監が認証して、就職活動を支援し学生団員の士気の高揚を図るとともに、学生の入団を促進することを目的とする制度です。

特別区学生消防団活動認証制度についての情報は、東京消防庁ホームページ（<http://www.tfd.metro.tokyo.jp>）「トップ」→「地域の力」→「消防団員（23区内）」→「東京23区の消防団のページへ」→「特別区学生消防団活動認証制度のページ」に掲載されています。

《特別区の消防団協力事業所表示制度》

特別区の消防団協力事業所表示制度は、複数の従業員を消防団員として入団させている事業所や、特別区の消防団の訓練場所、分団施設用地を提供している事業所など、特別区内の消防団に積極的に協力している事業所等に対して、消防団協力事業所表示証を交付しています。（平成30年4月1日現在、379事業所）

特別区の消防団協力事業所表示制度についての情報は、東京消防庁ホームページ（<http://www.tfd.metro.tokyo.jp>）「トップ」→「地域の力」→「消防団員（23区内）」→「東京23区の消防団のページへ」→「協力事業所表示制度のページ」に掲載されています。



消防団協力事業所表示証

《特別区の消防団の入団促進》

特別区の消防団では、消防団員募集用ポスターやリーフレットを制作するとともに、ホームページを活用した消防団の活動紹介を行うなど、消防団員の入団促進を図っています。

お問合せは最寄りの消防署・消防団本部まで

＜特別区消防団への入団に関するお問合わせは＞

フリーダイヤル 0120-119-588

（平日の午前9時00分から午後5時00分まで）

首都東京を守る消防団

